別表３　経　　費

・地域福祉活動支援事業（広域（複数市町域）活動団体）
・こども食堂誕生日会・福産品応援事業
・ＮＨＫ歳末たすけあい事業

１．対象経費

経費区分	経費の種類	対象経費	説　明	備　考
機器整備費	物品購入費	・事業に直接必要な機器整備費	・設置に係る諸経費と処分費を含む ・車両は別表４のとおり	
事業費	謝金	・講習会・セミナー等における講師・出演者等への謝金 ・医師、弁護士、通訳者への謝金 上限 50,000 円／日	・講師、出演者等とは、講習会、セミナー等に学識者（これに準ずると認められる者）又は、それを職業とする専門家に依頼した場合が対象	・当該団体の役職員は対象外（団体から給与・報酬等を得ていない場合は可） ・謝金規程を整備・提出のこと
		・看護師への謝金 上限 12,000 円／日		
		・専門的な業務に従事する者への謝金 上限 9,000 円／日		
	旅費（実費弁償）	・講師、出演者 ・医師、弁護士、通訳者、看護師など専門的な業務に従事する者等 ・宿泊費 上限 10,000 円／日	・運賃は公共交通機関で算出基礎が証明できるものに限り対象 ・公共交通機関がない場合のタクシー代 ・自家用車を使用した場合の車賃 ・自家用車を使用した場合の有料道路料金	・当該団体の役職員は対象外（支援対象者への直接支援に要するものは可） ・公共交通機関の特別車両料金は対象外 ・外部講師以外の宿泊費は対象外 ・一律定額の交通費は対象外（対象は実費に限る） ・旅費規程（自家用車使用の場合の車賃を含む）を整備・提出のこと
	借上料	・事業のための一時的借上料	・一時的な駐車場代も対象	・家賃その他の恒常的経費は対象外
	会場費	・行事を開催する場合の会場借上料	・看板代等は、共同募金助成事業であることが示されているものに限り対象	・家賃その他の恒常的経費は対象外
	通信運搬費	・事業に直接必要な通信運搬経費（郵送料を含む）		・Web 会議システム（Zoom 等）の年間使用料は原則対象外（事業実施ごとの利用料金の合計が年間使用料を超える場合は、年間使用料を認める）
	車両費	・事業に直接必要な運搬に係る車両のガソリン代、有料道路料金		

経費区分	経費の種類	対象経費	説　明	備　考
	印刷費	・チラシ、パンフレット等を発行する場合で、必要な印刷、製本、デザイン料	・印刷費は、共同募金助成事業であることが示されているものに限り対象	・当該団体の経常的なコピー印刷代は対象外
	消耗品費	・事業に直接必要な消耗品及び材料経費		
	会議費	・事業に必要な湯茶のための経費		・外部講師以外の食事は対象外
	委託費	・アンケート集計、音声ガイド、手話編集等の外部に委託する経費	・委託費の内訳（本表の経費の種類ごとの積算を示すもの）を添付できるものに限り対象 ・委託費の内訳の経費項目に本表の対象経費に相当するものがある場合は本表を適用	・事業全体を委託するものは対象外
	保険料	・事業に係る団体加入保険経費		・参加者及び活動する個人が負担すべき保険は対象外（生活困窮者等の費用負担ができない方を除く）
	その他	・静岡県共同募金会が特に認めたもの		

２．対象外経費の例示

①	人件費
②	経常経費（運営費など団体を維持するための経費）
③	管理運営用事務機器購入費（パソコン、コピー機、書庫、机、椅子、デジタルカメラ、デジタルムービーなど）
④	借家の資産価値を高める事業（使用者の責任となる事案は除く）
⑤	個人支給の物品（ユニホームなど）、消耗品（ヘルメット、食料品など）
⑥	慰問活動に必要な機器
⑦	行政設置の建物（公民館・学校など）を活動拠点としている場合の建物と一体となる設備
⑧	行政設置の建物（公民館・学校など）を活動拠点としている場合の、施設が本来常設する設備及び備品
⑨	自治会所有の建物を活動拠点としている場合の、設備（テーブル、テント等）及び常設の設備備品（空調設備、テレビ、カラオケ、建物と一体となる放送設備など）
⑩	当該団体等のホームページ作成及び修正
⑪	当該団体又は当該団体役職員若しくは当該団体役職員が代表である企業、団体等が所有する場所や設備、物への賃借料
⑫	当該団体役職員が代表である企業、団体等へ委託・発注したものの費用
⑬	当該団体役職員が個人で契約する光熱水費、電話料金その他これらに類するものへの費用
⑭	領収書等のあて先が当該団体以外であるものの費用（団体の構成員個人あて等も不可）
⑮	総額表示のみで購入物等の内容が不明な領収書等にかかる費用